

中小企業等事業継続支援事業のご案内

山形県内の事業所で感染者等が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定は行われず、従業員の出勤判断は各事業者にて委ねられています。

そのため、従業員の少ない中小企業等が事業継続を判断した際に、新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キット（以下「簡易検査キット」）を活用することにより、従業員が安心して出勤できる環境を整備することを目的とし、簡易検査キットを配布します。

申請受付期間

令和4年7月27日（水）から令和5年3月まで

申請受付期間を令和5年3月まで延長いたします。（具体的な終期は後日お知らせします）
※ただし、延長期間中に簡易検査キットが無くなった場合は、その時点で申請受付を終了いたします。

配布物及び配布数

1事業者につき1回あたり、簡易検査キット20テスト分（10テスト×2日分）

配布要件

※簡易検査キットの配布を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 1 山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
※大企業、政治団体、性風俗産業を除く
- 2 過去1週間以内に、従業員又はその家族に、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町（※）に、大雨等による被害を受けた事業所があること（※米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること又は8月3日からの大雨等により災害救助法の適用を受けた市町において、被害を受けた事業所の復旧作業に従事する従業員やボランティア等に簡易検査キットを活用すること
- 4 簡易検査キットの利用状況等を報告すること

申請方法

WEB申込専用サイトでの申請となります。

申請フォーム <https://www.enq-plus.com/enq/yamagata-testkit/entry/>

※WEB申込が不可能な事業者は山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援コールセンターにお問い合わせください

電話番号 **0120-146-734**（通話料無料）



簡易検査キット配送

申請受付日から翌々日のお届け（土・日・祝日を除く）



利用状況報告のお願い

配布要件に定められている、利用状況の報告はWEB申込専用サイトにて報告してください。簡易検査キット到着後、1週間以内に報告をお願いします。（今後の事業に関する調査内容の為、申請事業者は必ず報告してください。）ご報告がない場合、コールセンターより確認の電話をする場合があります。

報告フォーム <https://www.enq-plus.com/enq/yamagata-testkit/report/>



申請の際、下記の誓約書及び注意事項について、確認・同意いただく必要があります。

■ 誓約書

新型コロナウイルス抗原簡易検査キットを申請するにあたり以下のことを誓約します。

- ・申請者は下記配布要件のいずれにも該当し、内容を遵守します。また記載内容は事実と相違ありません。
 - ① 山形県内に本社又は本店を置く法人又は個人事業主であること
※大企業、政治団体、性風俗産業を除く
 - ② 過去1週間以内に、従業員又はその家族に、新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認されたこと又は8月3日から大雨等により災害救助法の適用を受けた市町(※)に、大雨等による被害を受けた事業所があること(※米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者以外の従業員の事業所への出勤を認め、簡易検査キットを活用し事業を継続すること又は8月3日から大雨等により災害救助法の適用を受けた市町において、被害を受けた事業所の復旧作業に従事する従業員やボランティア等に簡易検査キットを活用すること
 - ④ 簡易検査キットの利用状況等を報告すること
- ・申請書の内容に虚偽や不正があった場合、配布要件を満たしていないことが判明した場合は、申請を取り下げます。また、配布を受けた後に発覚した場合は、即時に返還します。
- ・配布を受けた簡易検査キットを第三者に対し譲渡又は転売しません。

■ 注意事項

- ・今回配布する簡易検査キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)」として厚生労働省が承認したものです。
- ・新型コロナウイルスは潜伏期が1～2週間程度であり、暴露から平均5日程度で発症するケースが最多となります(オミクロン株は2.3日程度で発症、遅くとも1週間以内の発症がある)。
- ・発熱など、発症の疑いを自覚した日から4日程度が最も有効とされています。ご家族、職場など身近な方のコロナウイルス感染または濃厚接触の疑いがある場合、微熱やのどの違和感など軽微な不調を感じるものの医療機関を受診するか迷う場合等に使用してください。
- ・感染初期、無症状の時に使用すると、感染していても結果が陰性(偽陰性)となる可能性がございます。簡易検査キットで陰性とした後も、その後1週間程度ご自身の体調を注視してください。
- ・ウイルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合にも偽陽性(実際は感染していないが陽性となる)や、偽陰性(実際は感染しているが陰性となる)が発生することがありますので、簡易検査キットの結果のみで感染の有無を断定することはできません。
- ・明確に風邪様の症状や発熱等がある場合は、簡易検査キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ・簡易検査キットの取得・使用はあくまで申請者様の責任における自主的判断となります。検査や結果によって損害が生じた場合、本事業がそれを補償するものではありません。

お問い合わせ

山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援コールセンター

令和4年7月27日(水)開設

電話番号 0120-146-734 (通話料無料)

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時から午後6時まで